

令和4年 第7回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和4年7月15日(金)

会 場 南会津町伊南会館

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年7月15日(金) 午後1時30分

2 開催場所 南会津町伊南会館 3階 大集会室

3 出席した委員

農業委員 9名

1番	星 隆一	3番	平野 恒二	4番	馬場 崇裕
5番	湯田 重行	6番	湯田 義三	7番	星 洋一
9番	渡部 一男	10番	湯田 孝義	11番	室井 文一

農地利用最適化推進委員 16名

田島第3	星 修二	田島第5	湯田 雄市	田島第6	湯田 悌一
田島第7	野中 勉	田島第8	平野 信行	田島第9	渡部 典弘
田島第10	渡部 和幸	田島第11	猪俣 忠久	舘岩第1	佐藤 春香
舘岩第2	芳賀 久	舘岩第3	芳賀 敏	伊南第1	八須賀 智
伊南第2	星 博孝	南郷第1	五十嵐 和	南郷第2	齋藤喜久雄
南郷第3	五十嵐敏章				

4 欠席した委員

農業委員 2名

2番	芳賀 美紀	8番	酒井 圭		
----	-------	----	------	--	--

農地利用最適化推進委員 3名

田島第1	渡部 昭雄	田島第3	星 仁	田島第4	湯田 慎也
------	-------	------	-----	------	-------

5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	農地管理進行係長	芳賀 隆徳	職員	玉川百合子
------	-------	----------	-------	----	-------

6 議 事

日程第1 欠席委員の報告について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 報告第1号 会務報告について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第7 議案第4号 農地利用集積計画決定について

日程第8 議案第5号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

7 会議の概要

	事務局長が開会を告げ会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会 会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。
議 長	それでは、只今から議事に入ります。 日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条 の規定により欠席の届け出がありました農業委員は、2番、芳賀美紀委 員、8番、酒井圭委員であります。本日の出席委員は9名ですので、農 業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達してお ります。 また、会議規則第10条の規定により農地利用最適化推進委員に出席 を求めたところ、16名に出席をしていただいております。
議 長	日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則 第20条第2項の規定により5番、湯田重行委員、9番、渡部一男委員を 指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いい たします。
議 長	日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事 務局から報告をお願いします。
事務局	(事務局長 報告)
議 長	只今事務局から会務報告の説明がありましたが、ご質問などありまし たら挙手願います。ありませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質問がないようですので、会務報告を終わります。
議 長	続きまして、日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可 申請について」を議題といたします。 事件番号1について、地区担当調査員の田島第4区、湯田慎也推進委 員が欠席ですので事務局から説明をお願いします。
事務局	(係長) 事件番号1番ということで、3ページ目をご覧くださいと思 います。申請人の譲渡人につきましては、●●●●さん 71歳、会社 員の方になります。住所が***の方になります。譲受人につきましては、 ○○○○さん。85歳。こちら***の方になってございます。土地 の所在につきましては、***字***、面積が□□□□㎡の畑になり ます。今回、権利の設定は、所有権の移転をされるような中身になって ございます。申請理由につきましては、昭和51年の2月に贈与者、○○ ○○さんと受贈者、●●●●さんの既にお亡くなりになられているお父 さん、❖❖❖❖さんとの間で、贈与計画を結びまして所有権の移転を行 った。今回、●●●●さんが、お父様から相続を受けるにあたって、こ

の両名で以前結んでいた贈与計画を解除いたしまして、所有権を〇〇〇〇さんの方に戻したいという中身になってございます。次に、農地法第3条の条件の5つについて、湯田慎也さんの方に調査していただいた結果をご報告させていただきます。1点目の下限面積要件の状況ですが、申請地につきましては、農用地区域外の農地になりますので、下限面積は0.01a、1㎡から取得が可能となっております。譲受人の現在の経営面積は、自作地が□□□□㎡、貸付地が□□□□㎡ありまして、自作地と今回の申請地を合わせますと、□□□□㎡となりまして、1㎡を超えておりますので取得に問題はないかと思われま。2点目の必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りしていただきましたところ、譲受人本人、更に妻、いとこの3名で家庭菜園の管理耕作に必要な日数を確保できる話がありましたので、年間の目安として150日はクリアできるものと考えております。次に3点目、地域との調和要件でございますが、集落営農や経営の面的なまとまりの利用がない地域でございますが、農地の分断など、他の農地に影響を与えるようなことはないかと思われま。次に4点目、農地の全てを効率的に耕作する、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、耕運機を保有されておりまして、家庭菜園など耕作管理には問題ないかと思われま。最後、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は、法人ではありませんので問題ないかと思われま。以上、調査の結果、許可が相当だと判断されると思われまので、審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長

はい、説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。ありませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の南郷第1区、五十嵐和推進委員から調査結果の説明をお願いします。

南郷 1

(五十嵐和) 事件番号2番ですが、譲渡人が●●●●さん。***にお住まいです。譲受人が〇〇〇〇さん。***に住んでおります。7月12日と14日に電話して、それぞれに調査を行いました。申請理由ですが、譲渡人は、相手方の要望により当該農地の所有権を無償で受け、自家用野菜等の作付けを行うものです。譲受人の〇〇〇〇は、空き家バンクで

当該農地に隣接する宅地を購入し、これに付随する農地として当該農地を譲り受けるようになったようです。次に、農地法第3条の許可の条件についてですが、1点目、下限面積要件の状況ですが、申請地は、農用地区域外の農地でありますので、下限面積は0.01a、1㎡です。譲受人の現在の経営面積はありませんが、申請地の面積が□□□□㎡と1㎡を超えますので申請地の取得には問題ありません。2点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りしましたところ、家庭菜園の管理に必要な農作業に従事される予定だとのことでしたので、年間150日を目安としている農作業常時従事要件に問題はありませんでした。3点目、地域との調和要件でございますが、申請地には、家庭菜園を作り、作付けする予定です。農地の分断や農地の集約などの利用に影響を与えることはないと考えられます。4点目、農地の全てを効率的に耕作する、全部効率利用要件につきましては、大農機具等の保有はありませんが、既に当該農地で耕作されておりますので耕作管理には問題ないと思われます。最後に農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ありません。以上、調査の結果、許可が相当だと判断されると思うので、審議をお願いしたいと思います。

議 長

はい、説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、事件番号3を議題といたします。地区担当調査員の南郷第1区、五十嵐和推進委員から調査結果の説明をお願いします。

南郷 1

(五十嵐和) 事件番号3番です。譲渡人が●●●●さん。この方は***に住んでおられます。譲受人が先ほどの○○○○さん、***に住んでおります。7月12、13日にそれぞれに電話して調査を行いました。調査した内容は、申請理由と農地法第3条の許可の要件5つについてであります。さきほどの事件番号2の方から譲り受けられた3筆の畑の間に、この●●●●さんの土地があり、それも無償で譲り受けるようです。申請理由ですが、譲受人は、相手方の要望により当該農地を無償で受け、家庭菜園を行うものです。譲受人の○○○○は、空き家バンクで当該農地に隣接する宅地を購入し、これに付随する土地として当該農地を譲り

受ける形になったものです。次に、農地法第3条の許可の条件についてですが、1点目、下限面積要件の状況ですが、申請地は、農用地区域外の農地でありますので、下限面積は1㎡です。譲受人の現在の経営面積はありませんが、申請地の面積が、□□□□㎡と1㎡を超えますので申請地の取得には問題ありません。2点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りしましたところ、家庭菜園の管理、耕作管理に必要な農作業に従事される予定であることでしたので、年間150日を目安としている農作業常時従事要件に問題はありませんでした。3点目、地域との調和要件でございますが、申請地は家庭菜園として野菜類を作付けする予定です。農地の分断や農地の集約など、他の農地の利用に影響を与えることはないと考えられます。4点目、農地の全てを効率的に耕作する、全部効率利用要件につきましては、大農機具等の保有はありませんが、既に当該農地で耕作されておりますので耕作管理には問題ないと思われます。最後に農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ありません。以上、調査の結果、許可が相当であると判断されると思うので審議をお願いしたいと思います。

議 長

はい、説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号3については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、事件番号4を議題といたします。地区担当調査員の館岩第1区佐藤春香推進委員から調査結果の説明をお願いします。

館岩 2

(佐藤春香) 譲渡人は、●●●●さん。譲受人は、○○○○さん。74歳です。土地の所在は、***、面積が□□□□㎡の農振農用地区域内の農地です。申請理由は、譲渡人、譲受人の自作地相互の交換のためとなっております。お話を伺ったところ、もう40年以上も交換が成立されていて、交換した土地をずっと耕していたみたいです。農地法第3条の許可の要件ですが、1つ目の下限面積要件ですが、○○○○さんの現在の経営面積は、自作地が□□□□㎡です。貸付地は□□□□あり、申請地の合計の面積が□□□□㎡と3,000㎡を超えますので問題ありません。2つ目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件ですが、年間150日耕作する予定でありますので問題はありません。3つ目、地域との調

和要件ですが、譲受人は既に当該農地を耕作しているため、他の農地の営農状態に影響を与えるようなことはないと考えられます。4つ目、農地の全てを効率的に耕作する、全部効率利用要件につきましては、既にソバ、トマトの栽培をしているため耕作管理に問題はないと思われます。最後に農地所有適格法人要件は、法人ではありませんので問題ありません。以上、調査の結果、許可が相当であると判断されますので審議をお願いしたいと思います。

議 長 はい、説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号4について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号4については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号5を議題といたします。地区担当調査員の館岩第1区佐藤春香推進委員から調査結果の説明をお願いします。

館岩 1 (佐藤春香) 譲渡人は、●●●●さん。譲受人は、○○○○さんで、今の4番の案件の自作地相互の交換のためということです。場所ですが、申請地は、***、面積が□□□□㎡です。申請理由は、交換のために無償で交換する予定となっております。許可の5つの条件についてですが、下限面積要件は、譲受人の○○○○さんの経営面積は、□□□□㎡あり、申請した面積が□□□□㎡で、譲受人の権利を有する面積の合計が□□□□㎡と30aを超えておりますので申請地の取得には問題ありません。2つ目、年間150日以上必要な農作業に従事する農作業常時従事要件は、230日の見込みとなっておりますので問題はありません。地域との調和要件は、集落内でも営農しており、申請地にも作付けする予定です。他の農地にも影響を与えるようなこともありません。4つ目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率利用要件は、トラクター、コンバイン、田植え機の大農機具を保有してありますので、耕作管理には問題ないと思われます。最後に農地所有適格法人要件は、法人ではありませんので問題ありません。以上、調査の結果、許可が相当であると思われますので審議をお願いしたいと思います。

議 長 はい、説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りします。事件番号5について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号5については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、事件番号6を議題といたします。地区担当調査員の田島第9区、渡部典弘推進委員から調査結果の説明をお願いします。
田島 9	(渡部典弘) 議案書5ページの議案番号6をご覧ください。7月11日に現地調査をいたしました。調査をした内容は、申請理由と農地法第3条の要件5つについてであります。申請理由ですが、譲渡人は、***へ居住されたことによって農業を廃止されることから、譲受人は、譲渡人からの要望で買受し、所有権移転をするものです。譲受人は、所有権移転後、野菜類を栽培する予定となっております。次に、農地法第3条の各要件の状況についてですが、1点目、下限面積要件の状況ですが、申請地は、農用地区域外の農地でありまして、下限面積は0.01aです。譲受人の現在の経営面積は、自作地□□□□㎡、貸付地□□□□㎡、借入地□□□□㎡となり、申請地と合わせて、自作地が□□□□㎡と1㎡を超えますので申請地の取得には問題ありません。2点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りしましたところ、譲受人と妻の2名で耕作管理に必要な農作業に従事する予定であるとのことでしたので、年間150日を目安としている農作業常時従事要件に問題はありませんでした。3点目、地域との調和要件でございますが、集落営農や経営体による農地の面的なまとまりのある形で利用などのない地域であり、農地の分断などの他の農地への影響を与えるようなことはありませんので、問題ないと考察されます。4点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率利用要件につきましては、トラクターなどの大農機具を保有されておりますので、耕作管理することに問題ないと考察されます。最後に農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ありません。以上の結果、許可が相当であると判断されますので、審議をお願いいたします。以上です。
議 長	はい、説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。 発言のある方は、挙手願います。 本案に対してのご質疑ございませんか。質疑ございませんか。

議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りします。事件番号6について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号6については、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第1号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第5「議案第2号 農地法第5条の許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。 事件番号1について、地区担当調査員の田島第9区、渡部典弘推進委員から調査結果の説明をお願いします。
田 島 9	(渡部典弘) 議案書7ページ及び資料の1をご覧ください。7月11日に現地調査をいたしました。調査した内容は、農地法第5条の許可の要件についてであります。申請理由ですが、昭和△年△月△日付け福島県指令田農政△号で転用許可を受け、住宅を建築する計画であったが、店舗、作業所が近くでないと営業上支障をきたしてしまうことが判明し、事業計画の遂行ができなかった。昭和△年△月△日に宅地造成工事が完了しています。継承者は、現在***地内で▼▼▼を営んでいますが、資材置き場が不足し、業務に支障をきたしているので、当該地を購入し、資材置き場を増設する計画となったためです。立地基準ですが、農地の区分になりますので事務局に調べていただきました。申請地は、宅地、事業施設が連たんし、市街化が相当進んでいる区域で第3種農地となります。許可基準は、第3種農地の転用は許可しうとなっております。次に、一般基準の各項目の調査結果について報告します。1点目、転用に必要な資力などあるかについてですが、申請書に添付されていた預金通帳の写しから、事業費の△△△△円を確保できる見込みですので問題ありません。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかですが、登記簿に抵当権などの設定はありませんでしたので問題ありません。3点目、許可後、遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かについてですが、今回の事業計画変更面積の全てを資材置き場として増設する計画であるため、問題ありません。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかについてですが、問題ありません。5点目、転用面積が妥当であるかについてですが、転用の許可申請面積は、□□□□㎡であり、資材置き場として過大な面積ではないと考察されますので、問題ありません。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないことについてですが、住宅や事業施設が連たんしている農地であるため、営農条件への障害や日照の問題、農地の分断も問題ありません。以上、調査の結果、許可が相当であると判断されますので、審議をお願いいたします。以上です。

議 長	はい、説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。 発言のある方は、挙手願います。 本案に対してご質疑ございませんか。ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第2号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第6「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事件番号1について、地区担当調査員の田島第9区、渡部典弘推進委員から調査結果の説明をお願いします。
田島 9	(渡部典弘) 議案書9ページ及び資料2をご覧ください。7月11日に現地調査いたしました。調査した内容は、農地法第5条の許可の要件についてであります。申請理由ですが、昭和△年△月△日付け福島県指令田農政△号で転用許可を受け、住宅を建築する計画であったが、店舗、作業所が近くでないと営業上支障をきたしてしまうことが判明し、事業計画の遂行ができなかったようです。昭和△年△月△日に宅地造成工事が完了しています。継承者は、現在***地内で▼▼▼を営んでいますが、資材置き場が不足し、業務に支障をきたしているので、当該地を購入し、資材置き場を増設する計画となったためです。立地基準ですが、農地の区分になりますので事務局に調べていただきました。申請地は、宅地、事業施設が連たんし、市街化が相当進んでいる区域で第3種農地となります。許可基準は、第3種農地の転用は許可しうるとなっております。次に、一般基準の各項目の調査結果について報告します。1点目、転用に必要な資力などあるかについてですが、申請書に添付された預金通帳の写しから、事業費の△△△△円を確保する見込みですので問題ありません。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかですが、登記簿に抵当権などの設定はありませんでしたので問題ありません。3点目、許可後、遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かについてですが、今回の事業計画変更面積全てを資材置き場として増設する計画であるため、問題ありません。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかについてですが、問題ありません。5点目、転用面積が妥当であるかについてですが、転用の許可申請面積は□□□□㎡であり、資材置き場として過大な面積ではないと考察されますので、問題ありません。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないことについてですが、住宅や事業施設が連たんしている農地であるため、営農条

件への障害や日照の問題、農地の分断も問題ありません。以上、調査の結果、許可が相当であると判断されますので、審議をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してのご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第3号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第7「議案第4号 農地利用集積計画決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 (玉川) 私のほうから議案第4号の農用地利用集積計画決定についてご説明いたします。議案書11ページの利用権設定内訳7月分をご覧ください。筆数、面積、再設定、新規の順で申し上げます。まず、再設定ですが、田が16筆の□□□□㎡、畑が2筆の□□□□㎡となっております。次に新規についてですが、田が20筆の□□□□㎡、畑が14筆の□□□□㎡となっております。再設定と新規合わせまして、田が36筆、□□□□㎡、畑が16筆、□□□□㎡となりまして、合計が52筆、□□□□㎡となります。続きまして、起案書の12ページからは利用権設定の一覧でございます。まず、番号20番から40番まで、所在地が***の21筆ですが、借受人の●●●●●ですが、所有者の父がお亡くなりになり、相続者、所有者が代わるのと同時に、貸付人の☒☒☒☒さんが農業者年金の経営移譲者年金を受け取っております。その経営移譲者、後継者がお亡くなりになったので、そのまま●●●●●様が年金の後継者になります。そのため、耕作者の変更となりました、次に、使用貸借権ですが、***地域の***の21筆でございます。こちらは経営移譲者年金ですので、後継者に賃借という形でございますので、使用貸借権の設定となっております。次に、14ページの番号48番から52番までにつきましては、農地中間管理事業による集積計画一括方式による利用権設定です。次の15ページに載せてございます、番号3、4、5番の借受人、❖❖❖❖さんですが、経営面積がゼロでございます。今年の2月まで***の農地の耕作をしておりましたが、解約し、今回新たに中間管理機構を通しての設定、耕作となるということです。トマトの栽培の予定だとのことでございます。以上、説明を終わります。

議 長	説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。 発言のある方は、挙手願います。 本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りします。本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案を原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第4号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第8「議案第5号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	(玉川)事務局の玉川です。私のほうから、議案第5号、農用地利用配分計画(案)に対する意見についての概要を説明します。議案書の17、18ページをご覧ください。今回、配分計画案ということですが、この表にあります番号1番、2番につきましては、既に県の認可、報告がなされた配分計画であります。2番につきましては、今回借受人が法人設立により変更になったということで、農業委員会の意見が求められたという件でございます。右から2列目の賃借の期間であります。当初の計画では、機構の事業ですので10年で設定しておりましたが、今回途中での借受人の変更でございますので、貸借期間は、残りの残期間となります。以上、簡単でございますが説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。 発言のある方は、挙手願います。 本案に対し、ご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第5号の審議を終了いたします。 総会に付議されました議事案件は、全て終了いたしました。

議 長	次に報告事項に入ります。事務局から報告をお願いします。
事務局	(事務局長 2 アール未満の農業用施設建築届について)
議 長	説明が終わりました。何かご質問ございませんか。 ないようでしたら、次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局長 説明)
議 長	説明が終わりました。何か皆様の方からございませんか。 ないようでしたら、その他に入ります。事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局長 農業委員、農地利用最適化推進委員研修会について)
議 長	説明が終わりましたが、何かこの段階で質問ありませんか。
議 長	それでは皆さんからないようなので、この後の時間でも結構ですのでわからないことがあったら、質問をお願いします。 代理の方から閉会の言葉をお願いします。
職務代理	大変暑い中、長時間審議ありがとうございました。体に気を付けてお過ごしください。これを持ちまして終了させていただきます。

閉会 午後 2時 16分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

5 番

9 番